

意見公募要領

1 意見募集対象

- ・ 端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）の一部改正案
- ・ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）の一部改正案

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 あて

※併せて、意見の内容を保存した光ディスク等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の光ディスク等の条件は、次のとおりです。

○光ディスク : コンパクトディスク

光磁気ディスク : MOディスク

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○光ディスク等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルをはり付けてください。

○送付いただいた光ディスク等は、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A X を利用する場合

F A X 番号 : 03-5253-5863

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : setsubi@soumu.go.jp

（×を@に置き換えてください。）

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成22年4月28日（水）17時（必着）

（郵送の場合も、平成22年4月28日（水）必着とします。）

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課にて配布します。

ご記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部電気通信技術システム課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

端末設備等規則等の一部改正に対し、別紙のとおり意見を提出します

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。